

**輸出貿易管理令別表第1
及び別表第2**

製品該非判定リスト(標準品)

(平成23年7月 1日施行政省令等対応)

2011年12月15日現在

株式会社フェローテック

CP受理番号: 1247

輸出貿易管理令別表第1 製品該非判定リスト 注意事項

1. 本リストは弊社標準製品(磁性流体・フェローシール・サーモモジュール)の輸出貿易管理令別表第1の1～15項による該非判定結果をまとめ、輸出を前提に弊社製品の選定をされるお客様の参考資料として作成したものです。
2. 本リストに記載の無いお客様の製品・装置用に専用設計された特注品は、個別に該非判定書を発行します。該非判定依頼用紙に詳細をご記入の上、弊社担当営業部門宛てに電子メール又はファックスで送付願います。
3. 弊社製品をお客様の製品・装置に組み込む際は、製品・装置の部分品としての該非判定をお客様に行って下さい。
4. ほとんどのフェローシール製品はリスト規制該当の潤滑油を使用しています。又、一部のフェローシール製品はリスト規制該当の磁性流体を使用しております。それらの該当項番は輸出令別表第1の5の項(12)貨物等省令第4条第十一号ニ(一及び二)です。しかしながら、潤滑油と磁性流体はフェローシールの主体ではなく、分離が難しく、その価格も全体の10%を超えない為、運用通達1-1(7)(イ)が適応可能です。別表第1の1～15項の該当品に含まれないものとして扱うことが可能です。
5. 輸出貿易管理令別表第1の1～15項該当以外の弊社製品は全て16項該当です。
6. キャッチオール規制等についての詳細は下記ウェブサイトでご確認下さい。
経済産業省 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>
一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>

(作成者)

株式会社フェローテック

経営管理室

住 所: 〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目3番4号 日本橋プラザビル

電 話: 03-3281-8196

FAX : 03-3281-8198

e-mail: ito@ferrotec.co.jp

担 当: 伊藤

2011年12月13日

株式会社フェローテック
真空技術事業部営業部

型名	製品区分	判定	判定項番(*注)
APG1100シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
APG800シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
REN (APG2100) シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
APG300シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
APG Eシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
APG Lシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
APG Oシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
APG Sシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
APG Wシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
GD シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
Pシリーズ(水ベース)	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 別表第2
Pシリーズ(溶剤ベース)	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 別表第2
MSGP50	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
MSGS60	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 別表第2
EMG607	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 5(16), 別表第2
EMG707	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 5(16), 別表第2
EMG1111	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 5(16), 別表第2
EMG1200	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 5(16), 別表第2
EMG1300	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 5(16), 別表第2
EMG1400	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 5(16), 別表第2
EMG1500	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(9~12), 5(16), 別表第2

*注: 判定対象となる項番

- 3(1): 輸出令別表第1の3の項(1) 貨物等省令第2条第1項 軍用の化学製剤の原料となる物質、同等の毒性を有する物質、同等の毒性を有する物質の原料となる物質
- 5(5): 輸出令別表第1の5の項(5) 貨物等省令第4条第七号 合金、その粉末
- 5(6): 輸出令別表第1の5の項(6) 貨物等省令第4条第八号 金属性磁性材料: 磁性合金、アモルファス合金、ナノクリスタル合金
- 5(9): 輸出令別表第1の5の項(9) 貨物等省令第4条第十一号 作動油、潤滑剤として使用できる材料、振動防止用・冷媒用に使用できる液体
- 5(10): 輸出令別表第1の5の項(10) 貨物等省令第4条第十一号 作動油、潤滑剤として使用できる材料、振動防止用・冷媒用に使用できる液体
- 5(11): 輸出令別表第1の5の項(11) 貨物等省令第4条第十一号 作動油、潤滑剤として使用できる材料、振動防止用・冷媒用に使用できる液体
- 5(12): 輸出令別表第1の5の項(12) 貨物等省令第4条第十一号 作動油、潤滑剤として使用できる材料、振動防止用・冷媒用に使用できる液体
- 5(16): 輸出令別表第1の5の項(16) 貨物等省令第4条第十三号 重合体

*注2: 輸出令別表第2に対する該非判定結果: 非該当

- 21の3の項: 麻薬及び向精神薬原料関連
- 35の項: オゾン層を破壊する物資関連
- 35の3の項: ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、販売禁止農薬、特定毒物、労安法製造等禁止有害物、化審法第一種特定化学物質関連

2011年12月15日

株式会社フェローテック
真空技術事業部営業部

型名	製品区分	判定	判定項番(*注)
全機種(防塵シール、モジュールシールを除く)	フェローシール	非該当	4(5), 6(1)

*注: 判定対象となる項番

4(5): 輸出令別表第1の4の項(5) 貨物等省令第3条第六の二号 サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸受

6(1): 輸出令別表第1の6の項(1) 貨物等省令第5条第一号
軸受又はその部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)

*ほとんどのフェローシール製品はリスト規制該当の潤滑油を使用しています。又、一部のフェローシール製品はリスト規制該当の磁性流体を使用しております。それらの該当項番は輸出令別表第1の5の項(12) 貨物等省令第4条第十一号ニ(一及び二)です。しかしながら、潤滑油と磁性流体はフェローシールの主体ではなく、分離が難しく、その価格も全体の10%を超えない為、運用通達1-1(7)(イ)が適応可能です。別表第1の1~15項の該当品に含まれないものとして扱うことが可能です。

*お客様の製品・装置の部分品としての該非判定をお客様にて行なって下さい。

2011年7月1日

株式会社フェローテック
TE事業部営業部

型名	製品区分	判定	判定項番(*注)
95シリーズ(MPタイプを除く)	サーモジュール(熱電素子)	非該当	5(13, 14, 15), 7(8の3), 10(2)
70シリーズ	サーモジュール(熱電素子)	非該当	5(13, 14, 15), 7(8の3), 10(2)
MPタイプシリーズ(フィルムミニチュアサーモジュール)	サーモジュール(熱電素子)	非該当	7(8の3), 10(2)
FTA951	サーモジュール標準アセンブリ	非該当	3(2)

*注: 判定対象となる項番

- 3(2): 輸出令別表第1の3の項(2) 貨物等省令第2条第三号 熱交換機若しくは凝縮器又はこれらの部分品
- 5(13-15): 輸出令別表第1の5の項(13) 貨物等省令第4条第十二号 `セラミックの材料となる物質、セラミックの半製品若しくは一次製品又はセラミック複合材料
- 7(8の3): 輸出令別表第1の7の項(8-3) 貨物等省令第6条第八の三号 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール
- 10(2): 輸出令別表第1の10の項(2) 貨物等省令第9条第六号 光検出器用の冷却器